

様式第 20

中小企業等経営強化法に基づく導入促進基本計画の協議書

令和 7 年 3 月 6 日

関東経済産業局長 殿

神栖市長 石田 進

中小企業等経営強化法第 4 9 条第 1 項の規定に基づき、別紙の導入促進基本計画の
同意を得たいので協議します。

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

当市の人口は、令和2年国勢調査によると95,454人となっており、茨城県全体の減少率と比較すると低く推移している。しかしながら、将来的には人口減少及び少子高齢化が進行することが、国の統計により示されている。

当市は、鹿島臨海工業地帯の大半を有しており、石油精製、石油化学、鉄鋼の基礎素材産業のみならず、食品・飼料産業も集積しており、国内有数の工業集積地となっている。加えて、火力・太陽光・風力・バイオマス等の発電所が稼働する国内屈指のエネルギー供給拠点でもある。また、鹿島灘と利根川に囲まれた、豊かな自然を生かした農業や漁業等の第1次産業も盛んに行われており、各産業がバランスよく形成されている。

鹿島臨海工業地帯の競争力強化のため、市では立地企業の設備投資を促進する優遇措置として、固定資産税の課税免除や緑地面積率等の緩和を実施しており、各企業において施設の新増設が図られている。

一方、中小企業・小規模事業者を取り巻く経営環境は、少子高齢化や人口減少などの社会構造の変化による消費や受注の低迷、労働コストの上昇、原材料の高止まり、さらには後継者問題など、厳しい状況に置かれている。

市では、中小企業支援策として、低利での事業資金融資のあっせんを行うとともに、融資にかかる利子及び信用保証料の補助を実施することで、中小企業者の運転・設備資金の金融円滑化を図っている。

さらに、商工会と連携し、経営指導員による巡回指導や窓口指導、各種セミナーの開講等を通して、経営の近代化を促進する支援を行っている。

今後、さらに加速することが想定される少子高齢化や人口減少による労働力不足などの課題のほか、働き方改革等による労働環境の変化に対応するため、老朽化が進む設備を生産性の高い設備へと一新させ、中小企業の労働生産性の向上を図ることは、当市における喫緊の課題である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内で最も設備投資が活発な自治体の一つとなり、鹿行地域の中核都市として更に経済発展していくことを目指す。これを実現するための目標として、計画期間中に16件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

（３）労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均３％以上向上することを目標とする。

２ 先端設備等の種類

当市の産業は、製造業、建設業、小売業、サービス業等、多岐に渡り、多様な業種が地域の経済、雇用を支えている。これらの産業で、事業者による幅広い取組を促すため、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第７条第１項に定める先端設備等全てとする。

３ 先端設備等の導入の促進に関する事項

（１）対象地域

当市は南北に長い形状であり、幹線道路も南北に縦断して延びていることから、当市の産業は広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象地域は市内全域とする。

（２）対象業種・事業

当市の産業は、製造業、建設業、小売業、サービス業等、多岐に渡り、多様な業種が地域の経済、雇用を支えている。これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

また、生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の促進、ITツールの導入、生産プロセス改善による業務の効率化等、多様である。したがって、本計画においては、労働生産性が年平均３％以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い業種を対象とする。

ただし、次のいずれかに該当する業種は、先端設備等導入計画の認定の対象としない。

- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号。以下「風営法」という。）第２条第１項に規定する風俗営業に該当する業種。
- ・風営法第２条第５項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する業種。
- ・風営法第２条第１１項に規定する特定遊興飲食店営業に該当する業種。
- ・風営法第２条第１３項に規定する接客業務受託営業に該当する業種。

４ 計画期間

（１）導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から２年間とする。

（令和７年４月１日～令和９年３月３１日までとする。）

（２）先端設備等導入計画の計画期間

３年間、４年間または５年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・申請事業所又は代表者に市税の滞納があるときは、先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・雇用の安定に配慮するため、先端設備等の導入が人員削減を目的とする取り組みの場合、先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・健全な地域経済の発展に配慮するため、公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められる場合、先端設備等導入計画の認定の対象としない。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。